

第 6624 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 18日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 永年勤続者に支給した旅行券の使用の延長

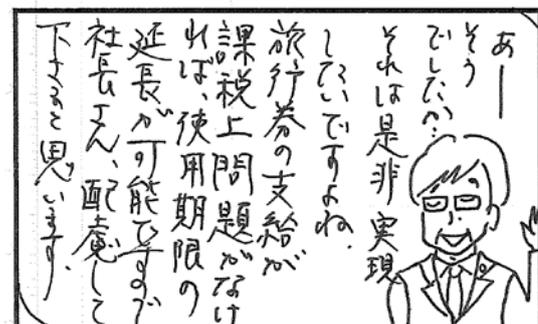
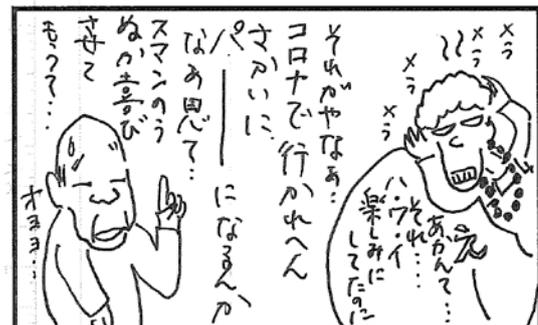
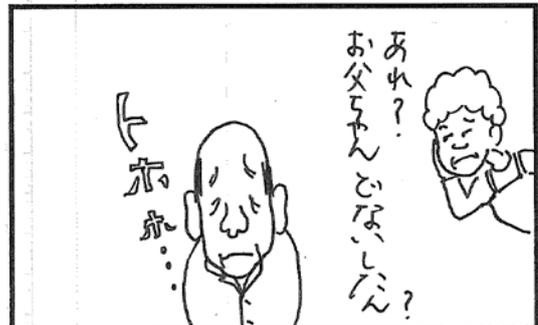
Q：永年勤続者に支給した旅行券が、新型コロナウイルスの影響で1年以内に使用することが困難なので、1年延長しようと思います。課税上問題ないでしょうか？

A：旅行券の支給が課税上問題ないのであれば、問題にならないと思われます。

【解説】

使用者が永年勤続した使用人の表彰に当たり、その記念として旅行券を支給する場合には、その使用人に生ずる経済的利益については、例えば、①勤続年数が満25年又は満30年に到達した使用人にそれぞれ10万円、20万円の旅行券を支給する、②勤続年数が満15年に到達した際に初回の表彰を行う、③旅行の実施が当該旅行券の支給後1年以内である、④旅行の範囲が当該旅行券の額からみて相当なもの(海外旅行を含む)である、⑤その旅行券の支給を受けた者がその旅行券を使用して旅行を実施した際に所定の報告書に必要事項を記載し旅行先等を確認できる資料を添付した上で使用者に提出する等の場合においては、課税しなくて差し支えないものとされています。

お尋ねは、旅行券の影響により、1年以内に旅行券を使用することが困難と認められることから、1年延長しても課税上問題ないかということかと思いますが、状況からすると、旅行券の支給後1年以内に旅行が実施されなかったとしても、当社に本件旅行券の使用について報告をするのであれば問題ないものと思われます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】